

随意契約参加確認公募

次のとおり、公募します。

令和5年11月29日

旭川市長 今津寛介

1 公募する趣旨

本契約については、受託者が多様な関係機関と連携を図りながら高齢者に対する包括的な支援を行うための知識や技術を有している必要があることから、これまでも本業務を履行している実績がある社会福祉法人旭川三和会（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、次の応募要件を満たし、本契約の受託を希望する者の有無を確認することを目的として、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない場合又は応募要件を満たす者がいない場合にあつては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあつては、契約予定者と応募者との競争性のある契約手続に移行する。

2 業務概要

(1) 業務名 地域包括支援センター運営業務（神楽・西神楽圏域）

(2) 業務内容

旭川市地域包括支援センター運営方針、旭川市地域包括支援センター運営要綱及び委託業務仕様書によるものとする。

なお、旭川市地域包括支援センター運営方針、旭川市地域包括支援センター運営要綱及び委託業務仕様書については、第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び関係法令の改正に伴い内容を変更することがあるため、案として示すこととする。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出の日において、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人介護支援センターの設置者、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は公益法人であること。

(2) 参加意思確認書の提出の日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から参加意思確認書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 参加表明書の提出の日において、法人税、消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がない者であること。

(5) 介護保険法第115条の22第2項第3号の2から第9号までの規定に該当しない者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でない者であること。

4 手続等

(1) 担当部局

旭川市7条通9丁目旭川市役所総合庁舎2階 福祉保険部長寿社会課地域支援係
電話 0166-25-5273 FAX 0166-29-6404

(2) 説明書の交付期間, 場所及び方法

令和5年11月29日(水)から令和5年12月19日(火)までの休日を除く, 午前9時から午後5時まで(1)の場所で交付するほか, 次のアドレスのホームページにおいてダウンロードすることができる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d078609.html>

(3) 参加意思確認書の提出期限, 場所及び方法

令和5年12月20日(水)午後5時までに(1)の場所に直接持参すること。

5 その他

詳細は公募説明書による。